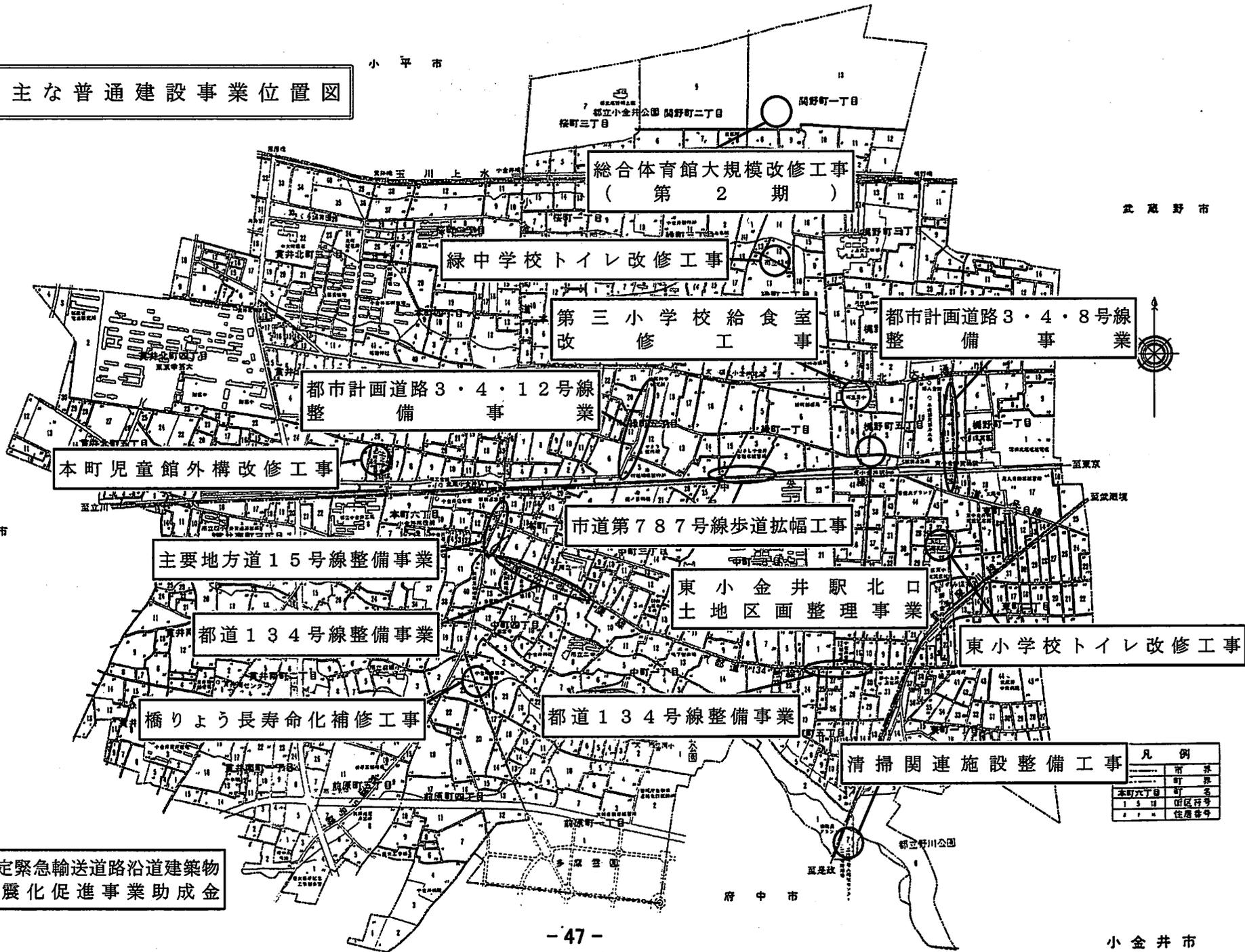


24 主な普通建設事業位置図



本町児童館外構改修工事

総合体育館大規模改修工事
(第2期)

緑中学校トイレ改修工事

第三小学校給食室
改修工事

都市計画道路3・4・8号線
整備事業

都市計画道路3・4・12号線
整備事業

市道第787号線歩道拡幅工事

主要地方道15号線整備事業

東小金井駅北口
土地区画整理事業

都道134号線整備事業

東小学校トイレ改修工事

橋りょう長寿命化補修工事

都道134号線整備事業

清掃関連施設整備工事

特定緊急輸送道路沿道建築物
耐震化促進事業助成金

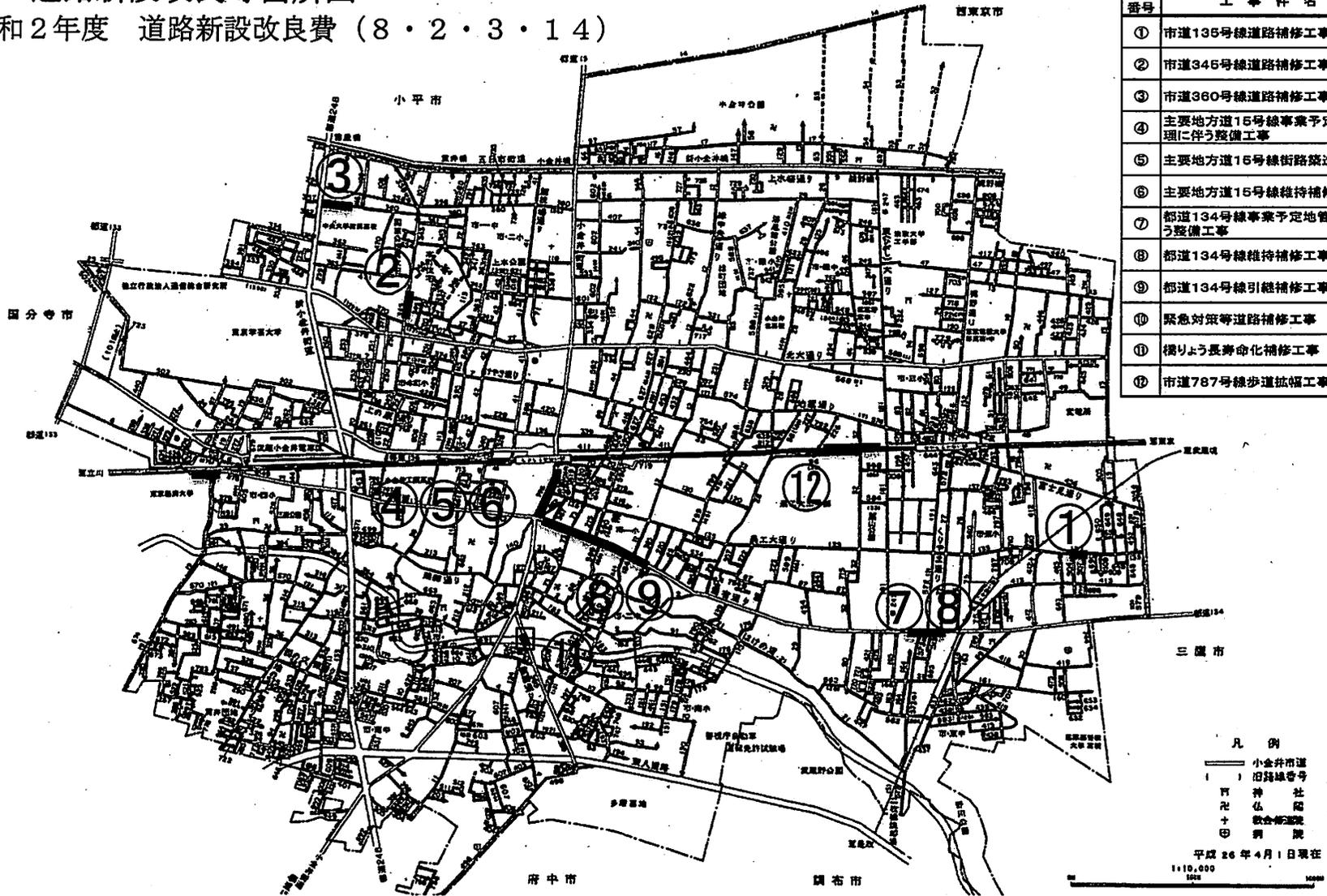
凡例	
——	市界
---	町界
○	町名
1 5 11	街区番号
2 2	住居番号

25 道路新設改良等箇所図

令和2年度 道路新設改良費 (8・2・3・14)

道路新設改良費(8・2・3・14)工事費

図面番号	工事件名	延長(m)	幅員(m)
①	市道136号線道路補修工事	45.0	5.3
②	市道345号線道路補修工事	60.0	8.0
③	市道360号線道路補修工事	50.0	5.5
④	主要地方道15号線事業予定地管理に伴う整備工事	—	—
⑤	主要地方道15号線街路築造工事	260.0	18.0
⑥	主要地方道15号線維持補修工事	—	—
⑦	都道134号線事業予定地管理に伴う整備工事	—	—
⑧	都道134号線維持補修工事	—	—
⑨	都道134号線引継補修工事	470.0	8.0
⑩	緊急対策等道路補修工事	—	—
⑪	橋りょう長寿命化補修工事	25.85	8.0
⑫	市道787号線歩道拡幅工事	128.0	0.7

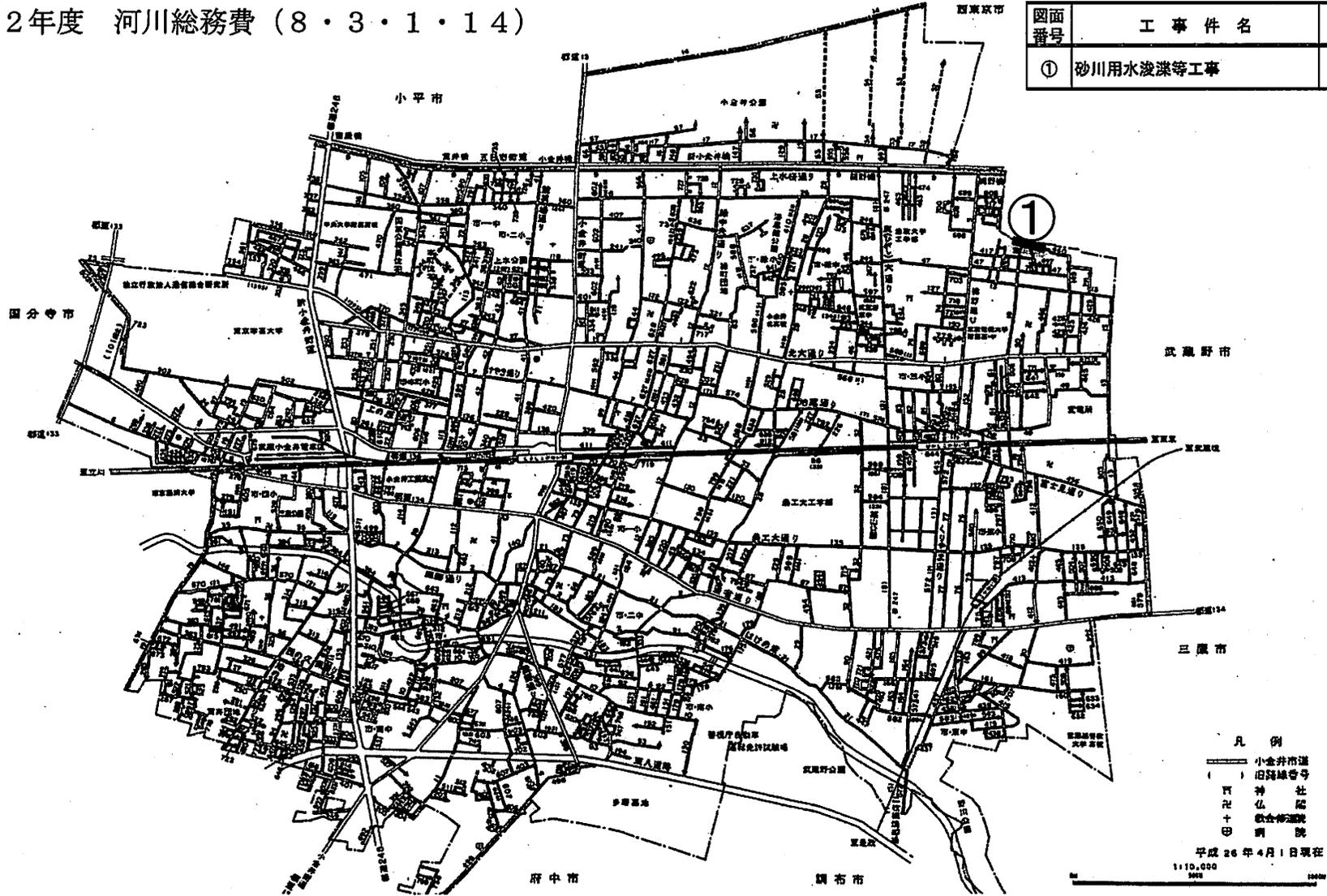


道路新設改良等箇所図

令和2年度 河川総務費 (8・3・1・14)

河川総務費(8・3・1・14)工事費

図面番号	工事件名	延長(m)	幅員(m)
①	砂川用水遊渠等工事	—	2.7

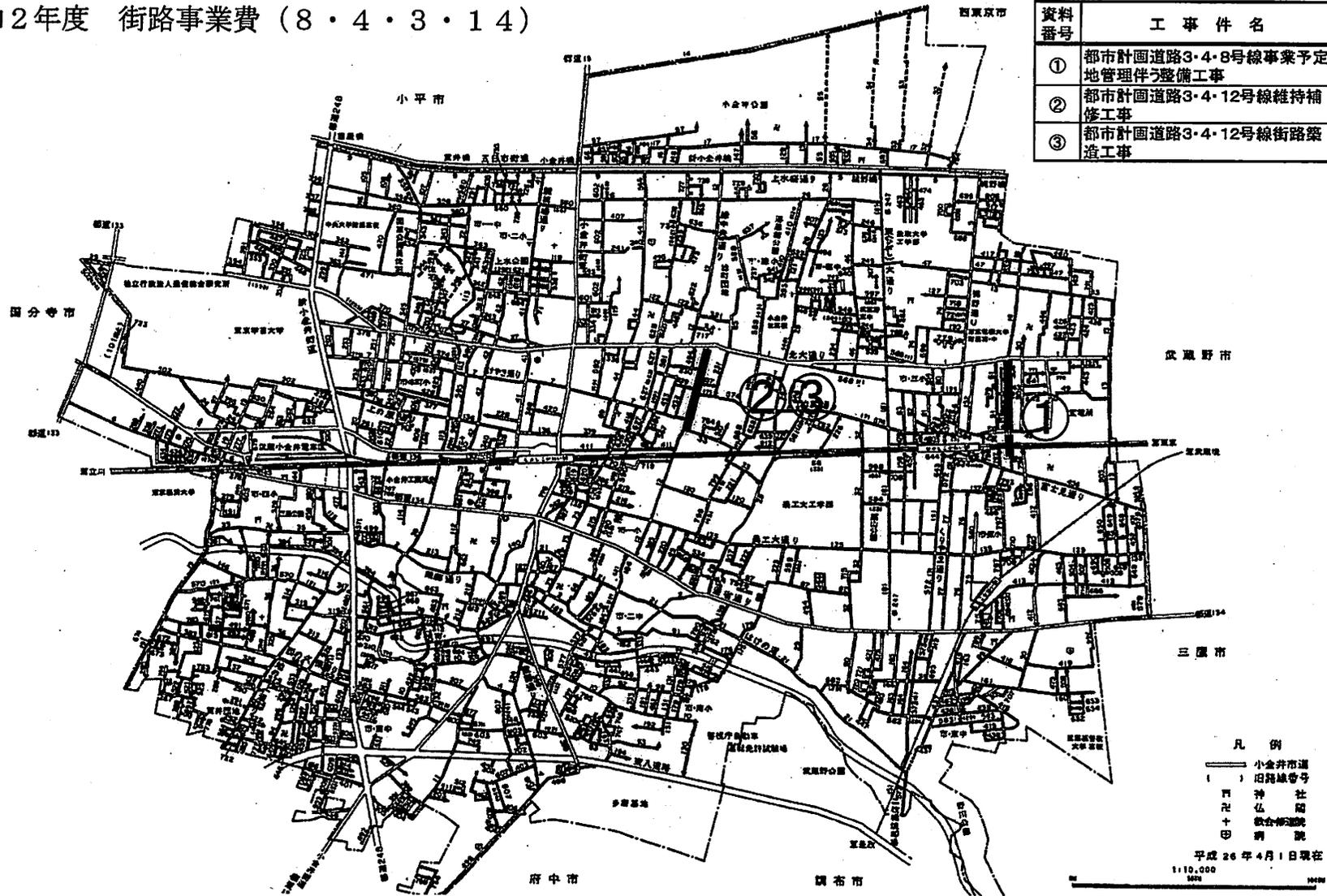


道路新設改良等箇所図

令和2年度 街路事業費 (8・4・3・14)

街路事業費(8・4・3・14)工事費

資料番号	工事件名	延長(m)	幅員(m)
①	都市計画道路3・4・8号線事業予定地管理に伴う整備工事	—	—
②	都市計画道路3・4・12号線維持補修工事	—	—
③	都市計画道路3・4・12号線街路築造工事	60.0	—

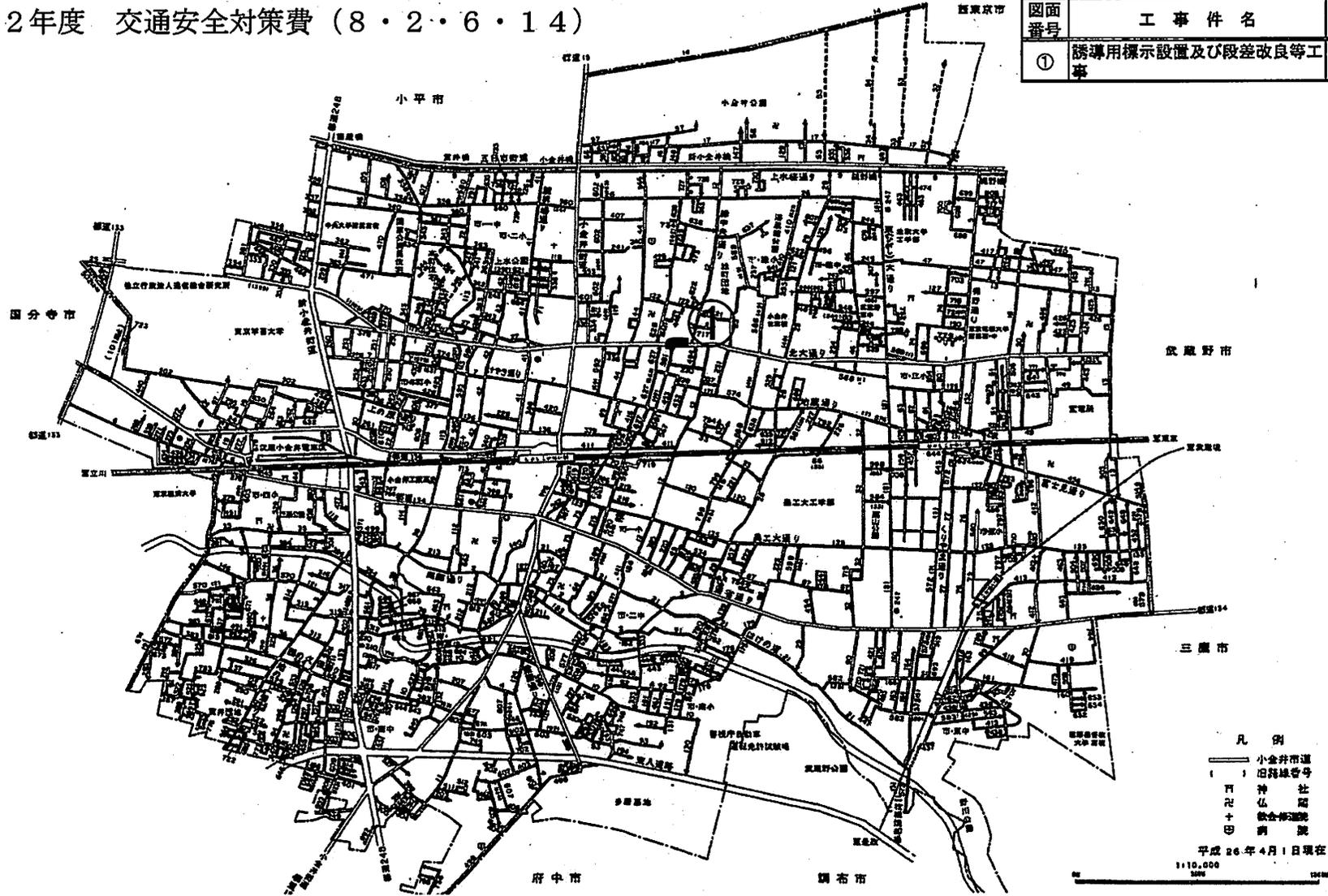


26 交通安全施設等整備箇所図

令和2年度 交通安全対策費 (8・2・6・14)

交通安全対策費(8・2・6・14)工事費

図面番号	工事件名	延長(m)	幅員(m)
①	誘導用標示設置及び段差改良等工事	—	—



27 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設事業概要

1 事業概要

老朽化、耐震性能、バリアフリー対応、分散化等の課題を抱える庁舎と閉館した旧福祉社会館機能の早期回復に向けて、市域の中央に市の総合的サービス提供の基盤を築くため、「小金井市新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設基本設計」に基づき、庁舎等複合施設の実施設計を行う。

2 令和2年度 of 取組

「小金井市新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設基本設計」に基づく実施設計委託では、詳細図の作成、建築費等の積算業務及び建築確認申請等の各種手続を行う。

コンストラクション・マネジメント委託では、発注者である市の体制の質と量を確保し、実施設計段階におけるコスト、スケジュール等の管理を行う。

令和3年度以降に着工するに当たり、施工者との契約締結に向けて適切な入札方式、工事発注範囲等を検討するため、施工者選考委員会を設置する。また、契約締結後、速やかに着工し、適切な工事車両動線等を確保できるよう、現在、緑中央通り沿いに設置している電線共同溝地上機器の移設工事を実施する。

3 予算額

- (1) 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設実施設計委託料
令和2年度 71,600千円
令和3年度 167,100千円(債務負担行為)
- (2) 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設コンストラクション・マネジメント委託料
令和2年度 43,571千円
令和3年度 11,220千円(債務負担行為)
- (3) 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設施工者選考委員会委員謝礼 82千円
- (4) 電線共同溝地上機器移設工事負担金 8,825千円

28 公園灯LED化事業概要

1 事業件名

- (1) 工事（現在の公園灯を撤去し、新たにLED灯を新設）
 - ア 児童遊園・子供広場整備に要する経費
貫井南町四丁目第四児童遊園他公園灯撤去新設工事 8,360千円
 - イ 緑地の整備に要する経費
はけの森緑地2公園灯撤去新設工事 770千円
 - ウ 都市公園等の整備に要する経費
上水公園他公園灯撤去新設工事 2,530千円
- (2) 修繕（灯具のみ交換）
都市公園等の維持管理に要する経費
都市公園LED灯具交換修繕 7,011千円

2 箇所及び対象灯数

- (1) 工事
 - ア 児童遊園・子供広場 10か所 10基
 - イ 緑地 1か所 1基
 - ウ 都市公園 2か所 3基
- (2) 修繕
都市公園 6か所 52基

3 工事・修繕目的

国際条約「水銀に関する水俣条約」により、令和2年12月31日以降、公園灯で使用している高圧水銀ランプの製造や輸出入が禁止されることを受け、国内メーカーは令和2年6月までに高圧水銀ランプの生産中止を発表している。令和3年以降は確実に入手が困難になり、価格も高騰する恐れがある。このため、公園灯のLED化は不可避であり、切替えは早ければ早いほど、電気代や維持管理費の削減効果が大きくなり、CO₂による環境への負荷も減少する。

LED化について①10年間債務負担行為でのリース方式、②10年間債務負担行為でのESCO事業、③単年度での市工事請負費、④3か年で計画的に改造する項目修繕と工事の組合せの4つの方法を比較検討し、④の修繕と工事を組み合わせた方法による3か年の計画的な改修事業が、長寿命化計画の主旨とも合致しており、費用対効果などから最もメリットが高い。令和2年度については柱が劣化しているものを柱ごとLEDに交換する工事及び都市公園における灯具交換によるLED化を行う。

4 次年度以降の計画について（予定）

公園等整備基本方針に基づく公園整備の優先順位を踏まえ2か年で以下の公園灯についてLED化を行う。

- (1) 児童遊園・子供広場 62か所 81基
- (2) 緑地 11か所 37基

2 9 清掃関連施設整備事業概要

1 目的

不燃ごみや粗大ごみ、資源物の処理を行っている中間処理場、空缶・古紙等処理場の老朽化等を考慮し、平成30年3月に策定した清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設の整備を進める。

2 予算

(1) 清掃関連施設整備工事（二枚橋）	110,000千円
※債務負担行為（令和3年度）	984,500千円
(2) 清掃関連施設整備設計施工監理委託（二枚橋）	27,957千円
※債務負担行為（令和3年度）	32,725千円
(3) 土壌汚染関連支援委託（二枚橋、中間）	6,802千円
(4) 清掃関連施設整備等工事発注支援委託（中間）	5,940千円
※債務負担行為（令和3年度）	5,940千円
(5) 生活環境影響調査等委託（中間）	6,816千円
※債務負担行為（令和3年度～4年度）	26,063千円
(6) その他	34千円

3 事業概要

上記2のそれぞれの事業概要は以下のとおりである。

- (1) 二枚橋焼却場跡地での不燃・粗大ごみ積替・保管施設整備に向けた設計を行い、年度内の工事着手を目指す。
- (2) 二枚橋焼却場跡地での施設整備に向けた設計及び工事に対する監理を実施する。
- (3) 二枚橋焼却場跡地及び中間処理場での清掃関連施設整備に当たり、土壌汚染対策法に基づく調査を実施する。
- (4) 施設建設予定地である中間処理場に資源物処理施設を整備するため、事業方式を設計施工一括契約及び運営委託（又は長期包括運営委託）方式で実施するに当たり、令和2年度は、発注仕様書の作成等の入札に関する支援業務を委託する。
- (5) 中間処理場に整備する資源物処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく東京都知事への届出の必要な施設であり、届出に際して、当該施設を設置することで周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすかについての調査の結果を記載した書類の添付が求められていることから調査を実施する。
- (6) 清掃関連施設事業者選定委員謝礼、特別旅費、郵便料

3.0 小金井市立保育園木部改修工事概要

1 事業目的

市立保育園のウッドデッキ等、木材利用が可能な部分の改修工事を行い、安全な保育環境を整える。また森林環境譲与税を活用し、森林環境税の目的の1つである「森林整備を支える木材利用」として、国産材等を利用した市立保育園の整備を行い、広く市民に普及・啓発する。

2 工事予定箇所・工事内容（予定）

(1) くりのみ保育園

西園舎1階歩廊部分補修、北園舎2階東側ウッドデッキ部分補修

(2) 小金井保育園

園舎1・2階床部分補修、園庭木柵等部分補修、園庭西側ウッドデッキ部分補修

(3) さくら保育園

園舎1階木製柵部分補修、園舎1・2階床部分補修

(4) けやき保育園

園舎1階デッキ木製柵部分補修、園舎3階ウッドデッキ部分補修

3 予算額

歳入	森林環境譲与税	5,000千円
	都支出金（市町村総合交付金）	500千円
歳出	小金井市立保育園木部改修工事	5,739千円

3 1 学校施設整備工事の概要

1 工事目的

学校施設は未来を担う子どもたちの学習・生活の場であるとともに、非常災害の発生時には避難所としての役割を果たすものである。そのため、快適で十分な安全性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとなるよう、施設の改修及び設備の更新を行う。

2 工事予定（内容等）

(1) 小学校

- ア 小金井第二小学校給食室屋上防水改修工事（給食室の屋上防水層の改修）
- イ 小金井第三小学校給食室改修工事（将来の児童数増に伴う給食調理能力向上のための機器の更新、レイアウト変更等）
- ウ 小金井第三小学校自動火災報知設備改修工事（老朽化した受信機、非常放送構内アンプ及び附帯設備等の更新）
- エ 前原小学校遊具改修工事（滑り台の更新）

(2) 中学校

- ア 小金井第一中学校自動火災報知設備改修工事（老朽化した受信機、附帯設備の更新）
- イ 小金井第二中学校受変電設備改修工事（老朽化した受変電設備の更新）
- ウ 東中学校受変電設備改修工事（老朽化した受変電設備の更新）
- エ 緑中学校避雷設備改修工事（老朽化した設備の更新）
- オ 南中学校自動火災報知設備改修工事（老朽化した受信機、発信機及び附帯設備の更新）

3 予算額（東小学校、本町小学校及び緑中学校のトイレ改修工事を除く。）

- (1) 小学校 109,211千円
- (2) 中学校 21,357千円

3 2 小中学校トイレ改修工事概要

1 工事目的

学校のトイレについては老朽化が進んでおり、また、「汚い・臭い・暗い」の3Kなどといわれているように、悪化したトイレ環境の改善は学校からの要望も多い問題である。

学校のトイレ男女各1室について全面的な改修を行うとともに、便器の洋式化を行い、学習の場、生活の場である学校施設として、より快適な環境の整備を行う。

2 工事予定校

- (1) 東小学校 (男女各1室の全面的な改修)
- (2) 本町小学校 (便器の洋式化)
- (3) 緑中学校 (男女各1室の全面的な改修)

3 工事内容(予定)

- ・便器の洋式化
- ・床のドライ化
- ・ブース、壁、天井の改修
- ・設備配管等の改修
- ・その他附帯工事

4 予算額

- (1) 東小学校 18,224千円
- (2) 本町小学校 5,000千円
- (3) 緑中学校 17,477千円

3 3 屋内運動場エアコン整備事業概要

1 目的

近年、夏は異常なほどの猛暑となり、これを起因として児童・生徒等が熱中症になるなど、健康面に影響を及ぼしている。小・中学校の屋内運動場は、体育の授業のみならず各種行事でも使用しており、また、災害発生時に避難所が開設された際には市民が長期にわたり使用するなど、重要な施設となるが、屋内が高温又は低温の場合には使用の制限等も考えられることから、対策として冷暖房機器を整備する。

2 概要

令和2年度は市立小学校（導入済みの小金井第四小学校を除く。）の屋内運動場に冷暖房機器を整備する。

3 予算措置

設置場所	設置校数	予算科目	予算額
市立小学校 屋内運動場	8校	屋内運動場エアコン借上料 (令和2年度導入分)	25,506千円

債務負担行為 期間 : 令和3年度～令和6年度
限度額 : 165,785千円

4 整備機器

学校施設躯体への影響を最小限に抑え、初期・運用コストの低減及び工事期間等の短縮を図るため、パズーカ式のエアコンを整備する。

3 4 総合体育館大規模改修工事（第2期）概要

1 事業目的

小金井市総合体育館は、開館(平成元年)以来、大規模な修繕を実施しておらず、築30年が経過していることから、設備等の経年劣化が著しい。

また、利用者は年間32万人を越えており、今後も継続して使用が見込まれる施設でもあることから、実施計画及び平成30年度に作成した修繕計画に基づき、改修等が必要な設備について、工事を実施する。

さらに、当施設は災害時の帰宅困難者の一時滞在施設となることから適切な維持管理に努めていくことを目的とする。

2 工事内容（主なもの）

- (1) ボイラー・空調機器更新
- (2) ろ過機更新
- (3) 剣道場床改修
- (4) プール天井改修
- (5) 館内照明器具LED化改修
- (6) 給排水配管設備改修
- (7) 2階及びプール内トイレ改修
- (8) プール内シャワー改修

3 予算額

595,419千円

4 休館時期（予定）

令和2年11月から令和3年2月まで

5 歳入

森林環境譲与税 4,000千円

3 5 多様性への理解促進研修会概要

1 目的

令和2年度に予定しているパートナーシップ制度の施行に合わせ、LGBTに総称される性的少数者への理解を深め、多様性及びパートナーシップ制度への理解促進を図る。

2 事業概要

(1) 内容

毎年市役所職員に向けて実施している人権研修において、LGBT等についての基礎的な知識の修得は進んでいるため、当事者の抱える生きづらさへの理解や、気持ちに寄り添った対応方法を身に付けることができる内容の研修を実施する。また、令和2年度に施行予定のパートナーシップ制度についての理解を図る。

(2) 対象

計100人程度

主に窓口で市民対応を行う職員及び市内関係機関

(3) 実施時期・回数（予定）

令和2年8月下旬～9月上旬の1日（午前、午後の2回実施）

(4) 講師

パートナーシップ制度及びLGBTに総称される性的少数者についての知識、対応等について経験を有するもの

3 歳出予算額

多様性への理解促進研修会講師謝礼 72千円

36 (仮称) 行財政改革プラン2025策定事業概要

1 事業目的

平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020（以下「行革プラン2020」という。）が令和2年度末をもって計画期間が終了することから、今後見込まれる人口減少社会の到来や多様化する市民ニーズ等の時代の変化へ対応し、持続的な財政運営と市民サービスの維持・向上を実現するため、(仮称) 行財政改革プラン2025を策定し、令和3年度以降の効率的な行財政運営の推進を図る。

2 事業概要

- (1) 行財政改革市民会議に諮問し答申をいただくとともに、計画案に係るパブリックコメントを実施することで、市民目線での検討を行う。
- (2) 市議会へ適宜報告等を行い、質疑を踏まえ総合的な検討を行う。
- (3) 庁内組織である行財政再建推進本部を中心として、計画策定に当たっての重点取組の検討等、総合的な調整を行う。

重点取組の検討においては、行革プラン2020の進行管理及び検証を行い、更に推進すべき取組を抽出するとともに、今後見込まれる新たな行政課題を解決するための取組の設定を行う。

3 スケジュール

	令和2年度			
	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
行財政改革市民会議				
行財政再建推進本部				

4 予算

(1) 行財政改革市民会議委員謝礼	808千円
(2) 消耗品費	31千円
(3) 郵便料	22千円
(4) 行財政改革市民会議会議録作成委託料	249千円

3 7 公共施設個別施設計画策定等事業概要

1 概要

各公共施設の現状を踏まえた計画的な修繕等の実施体制を具体的に計画するため、個別施設計画を策定する。また、その内容等を反映するため、令和3年度末までに小金井市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）の改定に取り組むこととする。

2 個別施設計画の策定について

(1) 目的

総合管理計画の施設類型ごとに統一的な点検診断結果に基づく要修繕箇所の洗い出しと精査に取り組み、次項の記載内容について整理する。

(2) 記載内容

- ア 対象施設
- イ 計画期間
- ウ 対策の優先順位の考え方
- エ 個別施設の状態等
- オ 対策内容と実施時期
- カ 対策費用

(3) 対象施設

総合管理計画が対象としている全ての建築系公共施設（ただし、個別施設計画を策定している市営住宅等を除く。）

(4) 予算額

- ア 公共施設個別施設計画策定等支援委託料（企画政策課） 22,715千円
- イ 社会教育関係施設個別施設計画策定支援委託料（生涯学習課） 20,327千円

3 公共施設等総合管理計画の改定について

(1) 主な改定内容

- ア 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み
- イ ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加

(2) 予算額（債務負担行為）

公共施設個別施設計画策定等支援委託料（企画政策課） 10,208千円

4 スケジュール

令和2年度												令和3年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●																							
業者選定（公募プロポーザル方式）																							
←																							
簡易劣化調査、個別施設計画の策定																							
↔																							
市民説明会・パブリックコメント実施																							
												←											
												公共施設等総合管理計画の改定											
												↔											
												市民説明会・パブリックコメント実施											

3 8 空家等対策事業概要

1 事業概要

小金井市では人口が12万人を超え、未だ増加傾向となっているが、推計では近い将来人口減少や高齢化が進み、高齢単身世帯等が増加する傾向にあるとされていることから、今後更に住宅を中心とした空家等の問題が顕在化することとなる。

市では、空家等が増加し、適正な管理がされないまま放置されてしまうと、防災、衛生、景観等において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、小金井市空家等対策計画を策定した。

空家等対策計画の中には適正に管理されず、特定空家等と認められる空家等に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言・指導・勧告等の措置を行い、生活環境の保全を図るという方針があることから、特定空家等と判断するための立入調査を実施する予定である。

なお、立入調査を実施するための、特定空家等認定基準は空家等対策協議会で協議を行い、今年度作成予定である。

(1) 特定空家等認定における立入調査委託

平成29年度に実施した市内全域の空家等実態調査の結果及び随時実施している周辺住民からの相談内容結果に基づき、10件を目途に立入調査を実施する。立入調査実施に当たっては、建物に関する専門的な知識が必要となることから、建築士等を活用する。

2 予算

特定空家等認定における立入調査委託料 812千円

3 9 福祉総合相談窓口運営委託概要

1 目的

年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行うための福祉総合相談窓口を設置し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図る。

2 内容

(1) 運営方法

経済的な困りごとや生活上の不安や課題の相談窓口として平成27年度から設置している「自立相談サポートセンター」の機能を活用・拡充し、「福祉総合相談窓口」として、小金井市社会福祉協議会へ運営を委託する。

(2) 相談体制

現行の相談支援員4人に加えて、地域のネットワークづくりを強化する「(仮称)包括化推進員」を新たに2人配置し、6人体制とする。

(3) 開設時間

平日に来庁できない方も利用していただけるよう、休日窓口(毎月第1開庁日のみ)を新たに実施する。

平日：8時30分～17時15分

休日：9時00分～13時00分

(4) 設置場所

(仮称)新福祉会館竣工までは社会福祉協議会内(本町五丁目)、竣工後は(仮称)新福祉会館内とする。

(5) 支援調整機能の拡充

関係機関との連携や(仮称)包括化推進員の円滑な活動のため、地域福祉課が主催する「(仮称)支援調整会議」を新設する。

3 スケジュール

令和2年4月～ 開設準備(研修、体制整備、周知・広報)

令和2年10月～ 試行開始((仮称)新福祉会館竣工後に本稼働)

4 予算額

福祉総合相談窓口運営委託料 7,805千円(新規)

((仮称)包括化推進員2人の人件費、事務費)

(参考)窓口体制6人のうち、現行配置4人分の経費

・生活困窮者自立相談支援事業委託料 12,453千円

(自立相談支援員3人の人件費、事務費)

・生活困窮者家計改善支援事業委託料 3,294千円

(家計改善支援員1人の人件費、事務費)

40 障害福祉計画策定事業概要

1 目的

障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス等の支給量の見込みについて3年ごとに定めるため、令和2年度までを期間とする現計画（第5期）の改定を行い、令和3年度から令和5年度までの「第6期小金井市障害福祉計画」をこれまでの実績数値及び目標数値を検証して策定する。

2 事業概要

(1) 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」を策定する。

(2) 策定方法

計画策定に当たっては、障害者総合支援法第88条第9項の規定により、地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないため、国・都の方針に従いつつ、意見を聴取しながら策定を行う。

(3) 地域自立支援協議会の協議日程（予定）

5月	計画策定に当たっての概略等説明
6月、7月	協議会専門部会（計画策定以外の協議）
8月、9月	実績数値等の検証
10月、11月	目標数値等の検証
12月	障害者週間行事への参加予定（計画策定以外）
1月、2月	全体的な計画の検証
3月	最終確定

※5月、8月、11月、2月は通常期は地域自立支援協議会全体会

3 予算額

障害福祉計画に要する経費 994千円

4 1 地域生活支援拠点等体制整備事業概要

1 目的

小金井市障害福祉計画に基づき、地域生活において障がいのある方やその家族の緊急事態に対応できる体制を整備するため、地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）を令和2年度中に設置する。

2 事業概要

(1) 内容

市内の障害福祉事業者等の社会資源と連携・協力し、面的整備により拠点等を設置する。

(2) 実施方法

市の基幹相談支援センターである小金井市障害者地域自立生活支援センターを運営する事業者に、拠点等に必要とされる機能の一部を新たに委託するとともに、市と同センターが中心となって、市内の社会資源と連携した体制の整備を行う。

(3) 委託内容

小金井市障害者地域自立生活支援センターへの委託内容は次のとおり

- ① 市内の相談支援事業者との連携強化
- ② 緊急時の受入れのコーディネート
- ③ 専門的人材の確保・養成のための研修実施
- ④ 地域の体制づくり

(4) 日程（予定）

4月～9月 市内の障害福祉事業者等への拠点等への参加の働きかけ
10月 拠点等の設置

3 予算額

(1) 歳入

(国) 地域生活支援事業費等補助金 1,350千円

(都) 地域生活支援事業費等補助金 675千円

(2) 歳出

2,700千円

※ 障害者地域自立生活支援センター運営委託料33,301千円に含む。

4 2 住宅入居等支援事業委託概要

1 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的とする。

2 事業概要

(1) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続支援

(2) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整

3 予算額

(1) 歳入

（国）地域生活支援事業費等補助金 1, 386 千円

（都）地域生活支援事業費等補助金 693 千円

(2) 歳出

住宅入居等支援事業委託料 2, 773 千円

4 その他

第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）第4節地域生活支援事業の相談支援事業の1つとして行う。

以下、障害福祉計画から概要を抜粋

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
③住宅入居等支援事業 （実施箇所数）	0箇所	0箇所	1箇所

4 3 手話通訳者設置事業委託概要

1 目的

障害者自立支援法に代わり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成25年4月に成立し、市町村等の責務として、「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること」が定められた。

情報伝達支援事業の一環として庁舎等に手話通訳者を毎週設置し、聴覚に障がいのある方等への福祉の増進を図り、もって共生社会の実現に資するために本事業を行う。

2 事業概要

(1) 内容

庁舎等に手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある方等への手話通訳サービス等の提供や手話通訳による障がいの理解啓発等を行う。

(2) 体制

手話通訳者1人

(3) 設置場所

自立生活支援課

(4) サービス提供場所（予定）

手話通訳者が各窓口に出向いて実施

(5) 設置回数

週1回（午前4時間、午後4時間）

3 予算額

(1) 歳入

（国）地域生活支援事業費等補助金 442千円

（都）地域生活支援事業費等補助金 221千円

(2) 歳出

手話通訳者設置事業委託料 886千円

4 4 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業概要

1 目的

在宅の重症心身障害児（者）等に対し、看護師等を自宅に派遣し、常時ケアを行っている家族に代替して一定時間のケアを提供し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持と家族の福祉の向上を図る。

2 事業概要

(1) 内容

在宅の重症心身障害児（者）等に対して、看護師等を自宅に派遣し、主治医から指示のあった事項（医療的ケア等）を行う。

(2) 対象者

市内在住で在宅にて生活している者で次のいずれかに該当する者

ア 医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）

イ 医療的ケアを必要とする18歳未満の障がい児

(3) 実施方法

訪問看護ステーションに委託して実施

(4) 実施場所

当該在宅重症心身障害児（者）等の自宅

(5) 派遣時間及び回数

1日につき4時間まで

1月につき4回、1年度につき24回を上限

3 予算額

(1) 歳入

（都）障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 3,253千円

(2) 歳出

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業に要する経費 6,509千円

4 5 小金井市シルバー人材センター事業費補助金概要

1 目的

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条の規定に基づき、シルバー人材センターが行う事業について補助することにより、高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与する。

2 令和2年度の見直し

清掃関連施設の再配置計画により、事務所、会議室、作業場及び駐車場のある中間処理場隣接地から、令和2年度末までに退去する予定である。

作業場（ふすま班、植木班、リビング・サポート班）及び駐車場6台については、JR中央線高架下に移転する計画を進め、賃借料及び委託費（引越費用）を新たに市が補助する。

事務所、会議室及び駐車場1台分については、令和4年度に竣工する（仮称）新福祉社会館に設けるが、退去から入居までの概ね1年半、貸与する適切な公共施設が無いため一時的に民間ビルを借り、賃借料及び委託費（引越費用）を新たに市が補助する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
	2~3月		
【中間処理場】 ・ 2階 事務所 ・ 会議室 ・ 駐車場7台 ・ 作業場	【民間ビル等に一時移転】 ・ 2階 事務所 ・ 会議室 ・ 駐車場1台	【竣工】 新福祉社会館	
	【JR高架下へ移転】 ・ 駐車場6台 ・ 作業場 （ふすま班、植木班、リビング・サポート班）		

- 70 -

3 予算額

- (1) 歳入：東京都シルバー人材センター事業補助金 12,495千円（間接補助）
- (2) 歳出：42,145千円（人件費及び公益目的事業費）
- (3) (2)のうち移転に係る賃借料及び委託費：5,513千円（公益目的事業費の一部）

※公益目的事業費における対前年度比は、4,128千円。(3)の値より小さいのは、シルバーの経営努力により、前年度と比べ他の事業費（通信運搬費、消耗什器備品等）の補助対象を抑制したため

4 6 高齢者食の自立支援事業概要

1 目的

高齢者の健康と自立生活の安定のため、食の自立の観点から十分な調査及び評価を行った上、配食サービスが必要な方に対し、夕食の弁当を提供する。令和2年度からは、従来の指定管理委託に加え、週4回から週6回までの配食サービスを新規事業者へ委託し、事業の拡充を図る。

2 事業概要

(1) 委託内容

ア 指定管理委託

本市に配食サービスの利用申込みがされた後、本町高齢者在宅サービスセンターにおいて、食の自立支援事業コーディネーターによる調査及び評価を実施する。その結果に基づき、週1回から週3回までの配食サービスが必要な方に対し、同センターで調理された夕食の弁当を配達する。

なお、小金井市高齢者食の自立支援事業実施要綱に基づく会食・栄養指導・食関連・緊急配食サービスも併せて実施する。

イ 高齢者食の自立支援事業配食サービス実施委託

上記と同様に、食の自立支援事業コーディネーターによる調査及び評価を実施し、低栄養状態であり、特に十分な栄養を摂取する必要な方に対し、週4回から週6回まで、指定管理委託で提供しているものと同内容（調理方法・配達方法等）の夕食の弁当の配達をする。

(2) 実施予定時期

契約日の翌日から令和3年3月31日まで

(3) 自己負担金

非課税世帯：300円、課税世帯：600円

(4) 実施予定人数

ア 指定管理者委託：約80人（1日当たり）

イ 高齢者食の自立支援事業配食サービス実施委託：15人（年間）

3 予算措置

(1) 歳入

高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金 1,577千円

(2) 歳出

高齢者食の自立支援事業に要する経費 29,161千円

47 ひとりぐらし高齢者等会食会・交流会事業概要

1 目的

ひとりぐらし又は高齢者のみの世帯の高齢者に、会食と懇談による楽しいひとときを過ごしていただき、高齢者相互の交流と親睦を図り、地域社会や人との関わりへの手助けとなることを目的とする。

2 事業概要

(1) 委託内容

ひとりぐらし高齢者等会食会・交流会事業の企画・運営等全般

(2) 実施予定時期

高齢者向け事業のため、気候が穏やかな秋頃に開催予定（広報は夏に予定）

(3) 実施内容

ア 実施規模

各地域包括支援センターの4圏域にて、各1回（計4回）実施することとする。また、各回の定員は10人とする。

※4圏域

① きた地域包括支援センター

梶野町・関野町・緑町・本町二、三丁目・桜町一、三丁目

② みなみ地域包括支援センター

前原町・本町六丁目・貫井南町

③ ひがし地域包括支援センター

東町・中町・本町一丁目

④ にし地域包括支援センター

本町四、五丁目・桜町二丁目・貫井北町

イ 実施対象者

市内に在住の65歳以上のひとりぐらし等高齢者（高齢者のみ世帯の高齢者を含む。）で、集合場所まで自力で来られる方

ウ 実施予定人数

10人×4圏域=40人

エ 自己負担金

原材料費：300円

3 予算措置

(1) 歳入

高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金 186千円

(2) 歳出

ひとりぐらし高齢者等会食会・交流会実施に要する経費 376千円

4 8 食育推進計画策定事業概要

1 事業目的

小金井市では、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育計画として平成20年6月に第一次小金井市食育推進計画、平成25年度に第二次計画、平成29年度に第三次計画を策定し、令和3年度に第三次計画が終了することに伴い、これまでの施策の成果や小金井市の食育に関する現状等に基づき、更に食育を進めるために、新たに令和4年度に第四次計画を策定する。第四次小金井市食育推進計画の策定に当たり、事前に市民アンケートを実施し、その結果を精査して計画に反映させる必要があることから、令和2年度にアンケート調査を実施、令和3年度に計画策定を行う。

2 事業概要

小金井市では、平成20年6月に策定された本計画（平成20～22年度）において設定している取組の指標が達成されているか、「小金井らしい食生活」が達成されているかを把握し、現在の市民の食生活の実態を明らかにすることを目的として、平成20年、22年、28年に「食育市民アンケート」を実施した。今回、令和8年度までを計画期間とする小金井市食育推進計画の見直しに当たり、市民の食に関する意識や行動の変化を把握し、今後の小金井市の食育の在り方を検討するための基礎調査として令和2年度に「第4回食育市民アンケート」を実施する。

3 スケジュール（案）

令和2年度				令和3年度			
4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
入札・契約等				食育推進会議にてアンケート内容の検討			
食育推進会議にてアンケート内容の検討				食育推進会議にて計画の検討			
市民・小中学生を対象としたアンケート 人数・対象者については未定				パブリックコメントの実施			
上記アンケートの集計・分析、及び結果報告書作成				計画策定			

4 予算額（令和2年度分）

食育推進計画策定支援委託料 2, 178千円

債務負担行為（期間：令和3年度） 限度額：2, 178千円

4 9 胃がん検診（個別）事業概要

1 目的

厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、市町村による科学的根拠に基づくがん検診の項目として、胃の内視鏡検査の実施が指針に定められている。

国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で胃がん検診を実施し、がん検診の質の向上を図り、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) 対象者

市内に住所を有する居住地を有する50歳以上の者。ただし、同一人について2年に1回実施する。

(2) 内容・規模等（予定）

日本消化器がん検診学会認定医、総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医等の資格を有する医師、概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師等のいる医師会所属の市内医療機関にて、経口内視鏡又は経鼻内視鏡を用いて実施する。

年間400人程度の受診者を見込み、自己負担額は3,000円を検診実施医療機関に支払う。生活保護世帯等については自己負担なし

(3) 事業開始予定日 令和2年10月1日

3 事業日程（案）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施準備											
			広報周知（勸奨通知等）								
						10月1日 胃がん検診（個別）開始					

4 予算

胃がん検診委託料（個別） 7,810千円